

# 週刊住宅

30年くらい前、母に自宅を買ってもらつていたのに、母が亡くなつた『残された財産を平等に分けろ!』などと言つんで相談に見えたのは、50代半ばの姉妹。先月相続が発生したところで遺言書

CFネッジ流

大稼実現塾

## 相続コンサルティングの難しさ

53

「兄は、30年くらい前、母に自宅を買ってもらつていたのに、母が亡くなつた『残された財産を平等に分けろ!』などと言つんで相談に見えたのは、50代半ばの姉妹。先月相続が発生したところで遺言書

が発生したところで遺言書

万円の相続財産ということになる。

よいところになる。

ただ、相続税法の話と民法の話では、分けて考え

ることになる。

お兄さんが30年前にもらつていた家の現在の相続税評価は3000万円。相続税法上では、お兄さんが贈与を受けていたのは30年前であり、相続財産としてカウントされる「相続開始前3年以内の贈与財産」には

税金を取るために法律があり、民法は私人間の権利の調整をするための法律だからだ。

そもそも不動産の評価自体、遺留分の計算をはじめ、私人間の権利調整を行う場合には、相続税評価ではなく、その不動産の実際の時価で評価しなければならないことになつていて。

この場合、相続発生時に受けた場合には、相続時に民法上では、共同相続人が生計の資本として贈与を受けた場合には、相続時ににおけるお母さんの遺産に3人の兄弟で分ければ、現金4000万円を足し、た金額を相続財産として、それを元に平等に分配することになるのである。

## 相続税法と権利調整は別物 気をつけたい分配金の計算

当たらない。これについても、また、相続税額なども計算していないようだつた。

インターネットで路線価調べてざつと計算するなど、不動産の相続税評価は5000万円くらい。ほかに現金を4000万円お持ちのこと。合計9000

万円の相続財産ということになるのだ。

この相続開始前3年超の財産は相続財産としてカウントしない、という考え方からすると、お兄さんの言うとおり、残された財産である5000万円の不動産ある5000万円の現金を平らに、その贈与された財産

を買つてもらつたときの購入額は2000万円だった。このような場合、相続には、相続税評価ではなく、その不動産の実際の時価で評価しなければならないことになつていて。民法上では、共同相続人が生計の資本として贈与を受けた場合には、相続時ににおけるお母さんの遺産に3人の兄弟で分ければ、現金4000万円を足し、た金額を相続財産として、それを元に平等に分配することになるのである。

## オーナー・投資家

相続についての計算をする相続についての計算をする際には、それが相続税の範囲か、民法の範囲かを意識する必要がある。

小林雅裕(土地家屋調査士・CPM・宅建主任者)